

# 生活困窮者のための就労訓練事業を 考えてみませんか？

生活困窮者自立支援制度が平成27年4月に始まります。「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度です。

その中で「就労訓練事業」という仕組みが導入されたのを御存じですか？これは、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するものです。引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどですぐには一般就労に従事することが難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があれば働くことができる人は大勢います。

誰もが支え合う社会をめざして、この制度は創設されました。事業者の皆さまにとっても、貴重な人材だと思える人がきっと見つかるはず。生活困窮者の状況に応じた支援付きの働く場を提供するこの事業、皆様も是非その実施を考えてみませんか？



## 就労訓練事業とは？

- 自立相談支援機関(生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託事業者が運営)のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- 利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態(非雇用型)、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態(雇用型)のいずれかで就労を行います。
- どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労(企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること)につなげることが目標です。

## 対象者はどんな人？

- すぐには一般企業等で働くことが難しい方です。長期離職者、ニート・ひきこもり、心身に課題があったり、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方がいらっしゃいます。
- 就労訓練事業の対象者に該当するかどうかや雇用型・非雇用型のどちらで事業を利用するかについては、受け入れ事業所や本人の意向を踏まえた上で、自立相談支援機関のアセスメントに基づき判断され、最終的には行政により決定されます。

## 具体的にどのような支援をするの？

- 例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまうという方に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつその方が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。あるいは、集中力が必要な複雑な仕事ができないという方の場合は、他の従業員の方が行っている業務のうち、その方に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にします。
- また、これとあわせ、必要に応じて、身だしなみや健康管理に関する指導やビジネスマナーやコミュニケーションに関する支援などを行います。

# 新たな生活困窮者自立支援制度

## 包括的な相談支援

### ◆ 自立相談支援事業

(対個人)

- 訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(自立支援計画)を作成

(対地域)

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担当



基本は、  
自立に向けた  
人的支援を  
包括的に提供

※右記は、生活困窮者自立支援法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)がある

本人の状況に応じた支援(※)

## 居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

### ◆ 住居確保給付金の支給

- 就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付



## 就労支援

就労に向けた準備が必要な者

### ◆ 就労準備支援事業

- 就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

### ◆ 認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)



柔軟な働き方を必要とする者

### ◆ 生活保護受給者等就労自立促進事業

- 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

就労に向けた準備が一定程度整っている者

## 緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

### ◆ 一時生活支援事業

- 住居喪失者に対し一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

## 家計再建支援

家計から生活再建を考える者

### ◆ 家計相談支援事業

- 家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援(貸付のあっせん等を含む)



## 子ども支援

貧困の連鎖の防止

### ◆ 子どもの学習支援事業

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言



## その他の支援

- ◆ 関係機関・他制度による支援
- ◆ 民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

# 就労訓練事業の支援のイメージ

## 支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析(アセスメント)、  
行政による支援決定

就労訓練事業

一般就労

## 支援付雇用型

## 非雇用型

- 訓練計画に基づく就労訓練
- 事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- 就労支援担当者による就労支援・指導等

- 雇用契約に基づく就労
- 比較的軽易な作業を想定
- 就労支援担当者による就労支援・指導等
- 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

- 雇用契約に基づく就労
- 必要に応じ、自立相談支援機関等がフォローアップを実施

(課題の評価・分析(アセスメント)は約6ヶ月ごとに実施)

## 今、なぜ就労訓練事業に取り組む必要があるの？

### 生活困窮者のため、地域のため、自らの事業所のために、 事業の実施を考えてみませんか？

#### 生活困窮者のため

就労は、私たちにとって、生活の糧を得る機会ですが、それだけでなく、  
社会参加あるいは自己実現の機会でもあります。

生活困窮者の生活を安定させ、再び社会の中で居場所を見つけてもらうためにも、  
就労の機会の確保は非常に重要です。

- 就労は、経済的な自立に資するばかりではなく、日々の生活のリズムを整え、また、社会の中での役割を得つつ、成長するための機会でもあります。特に、生活困窮者の中には、地域社会の中で孤立している方が多くいらっしゃり、再び社会とのつながりをつくっていくことが自立に向けて不可欠です。
- 生活困窮者は、一人ひとりが様々な困難を抱えていて、それぞれが目指す自立のかたちも異なりますが、就労が可能な方については、地域において就労できるよう支援をしていくことが大切です。

#### 地域のため

労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、  
「社会の支え手」を一人でも多く増やしていかなければなりません。

- 人口約3,600人のある町で、調査を行った結果、18歳以上55歳未満の不就労のひきこもり113人の存在が確認されました。これは、その自治体の同年代の人口の約8.7%に相当するとのことでした。
- この調査結果を受け、町では、ひきこもりの方々に対するきめ細かな就労支援を行い、既に60人以上がひきこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしています。
- この町で起きていたことは、どの地域においても起こりうるのではないのでしょうか。人口減少の中で地域や地域経済を維持するためにも、地域を挙げてこの問題に取り組むことが必要です。

#### 自らの事業所のため

生活困窮者を受け入れ、誰にとっても働きやすい職場環境をつくることは、  
業務の効率化だけでなく、職場定着や人材育成にもつながります。

- 働く上で様々な配慮をしなければならない方を受け入れれば、最初はいろいろな苦勞があるかもしれません。
- しかしながら、その苦勞を乗り越える過程で、例えば、業務分解等により事業所全体の作業効率が改善される、あるいは、従業員一人ひとりが抱える事情に配慮することができるよう職場環境を改善することで、従業員の定着率が高まり人材育成にもつながることが期待されます。
- なお、生活困窮者を受け入れた就労訓練事業者が一人で悩むことがないよう、事業開始後は、自立相談支援機関がフォローを行います。